

令和5年度
湖沼水環境適正化対策モデル事業

公 募 要 領

令和5年1月
環 境 省

令和5年度湖沼水環境適正化対策モデル事業 公 募 要 領

1. 公募の目的

環境省では「湖沼水環境適正化対策検討事業」として、水草の大量繁茂に関する影響要因を分析し、湖沼の水質改善に向けた効果的な水質保全対策の検討に資するため、「湖沼水環境適正化対策モデル事業」(以下「モデル事業」という。)を地方公共団体に委託して実施し、その改善効果を確認することとしており、本モデル事業の委託先選定のための公募を行うものである。

2. モデル事業の概要

近年、水草の大量繁茂に伴う湖沼水環境の悪化が国内各地で深刻な課題となっており、水草の枯死体が堆積することによる、湖底の底泥化や貧酸素化の増長、底泥への栄養塩の蓄積、湖内の流動が阻害されることに伴う水質悪化などの影響が発生している。

一方で、水草は成長過程で栄養塩類を吸収することから、水草除去による水質改善効果を含め、湖沼水質の適正化に資する持続可能な水草の管理手法等の構築が必要である。

本モデル事業は、公募で選定された地方公共団体が、水草の除去による湖沼水環境の改善や水草の生育範囲を効果的・効率的に管理する手法、水草の大量繁茂に伴う湖底の貧酸素化への対策などの検証を行うため、関係する湖沼においてモデル事業による調査、設計、水質保全適正化対策等を行うものである。

また、モデル事業を実施することにより、湖沼水環境の適正化に資する効果的な水質保全対策を確立し、その普及に役立てるものである。

3. モデル事業の内容

公募により選定された地方公共団体(以下「事業者」という。)は、関係する湖沼において、モデル事業の計画立案、効果検証の調査、水質保全適正化対策(以下「適正化対策」という。)の設計、工事等の一連の取り組みを実施するとともに、その成果の報告書を作成する。

また、モデル事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことがある。

(1) 計画立案、適正化対策の設計

モデル事業の全体計画の立案、実施体制の確立、適正化対策の設計を行う。また、必要に応じて、事業実施に必要な関係機関との調整等を行う。

(2) 調査立案、事前調査の実施

事業の水草の過剰繁茂の抑制や効果的・効率的な管理の改善効果を把握するため、調査の項目を設定し、令和5年度の調査計画を作成する。また、必要に応じて底質、生物等を調査項目として追加する。

(3) 適正化対策の工事実施

適正化対策の工事、施工等の管理を行う。

(4) 報告書の作成

上記の(1)から(3)の内容を整理した報告書を作成する。

4. 事業要件

モデル事業は、次の全ての要件を満たすことを要する。

(1)湖沼に対して、水草の繁茂抑制や湖沼水環境の改善、効果的・効率的な管理手法の構築等が見込まれること

(2)モデル事業の完了後も、事業者自らによる継続した水質保全適正化対策への取り組みが見込まれること

(参考) 現在、考えられるモデル事業としては、例えば、①水草大量繁茂を抑制する効果的な水草の除去、②底質改善を図る耕起・覆砂、③湖外搬出における環境に配慮した処理方法の検証、④生育範囲の刈り取り時期や頻度、対象範囲などを効果的・効率的に管理する手法などが考えられる。日本の湖沼に対して、水草の過剰な繁茂抑制による湖沼水質の改善及び水環境の適正化が期待でき、効果の検証が可能である手法を対象とする。

(3)モデル事業の施行場所が、別紙(対象湖沼一覧表)に示す湖沼のいずれかであること。

5. 公募の対象となる団体

応募可能な団体は、地方公共団体とする。

6. 事業期間

モデル事業の期間は、令和5年6月末までに現地における保全対策に着手し、令和6年3月までに報告書作成を完了することとする。

7. 委託金額の上限

令和5年度の予算については、総額 10,000 千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内で、件数は3件程度を予定しており、予算の範囲内で事業の選定、委託を行う。なお、事業の選定数、事業内容の審査によって、委託金額の変更について協議を行う場合がある。また、必要に応じて、事業者の財源による事業費の上乗せを可能とする。

8. 事業実施の留意事項

①事業者は、モデル事業の期間中に環境省担当者と打合せを行う。また、事業者は環境省が設置を予定している専門家による検討会(2回程度、東京23区内及び長野県上諏訪市で開催を想定、web参加可)に出席し、モデル事業の実施状況や効果検証調査の報告を行い、検討会の助言・指導に基づき、必要に応じて、事業内容の変更を行うものとする。なお、これらに係る費用は、モデル事業に計上可能。

②モデル事業の契約は、環境省と事業者が委託契約を締結し、事業を進めるものとする。なお、委託契約の締結は、令和5年度予算の成立を前提とする。

③モデル事業に伴う用地の確保、関係機関との調整(事業実施に伴う必要手続きを含む。)、地元との調整は事業者が行い、これに係る費用は、モデル事業に計上できない。

④モデル事業の完了後、適正化対策とその周辺等の維持管理及び必要な撤去については、事業者の責任で行い、これに係る費用は、モデル事業に計上できない。

⑤モデル事業の完了後、適正化対策の撤去に伴い発生した有価物の処理については、事業者が行い、これに係る費用は、モデル事業に計上できない。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

モデル事業の選定は、(2)の審査基準に基づき、専門家で組織する審査会でヒアリングを提出者から行い審議の上、環境省が決定する。また、必要に応じて追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。なお、()の数字は配点であり、合計は100点とする。

- ① 事業を実施することにより、水草の過剰繁茂の抑制や水環境の改善、効果的・効率的な管理手法の構築の観点から十分な改善効果が期待されるか(30)
- ② モデル事業を将来事業化した際に現実的に実施できる内容(費用等)となっているか(30)
- ③ 調査計画の考え方、事業の実施体制及び作業工程は適切か(20)
- ④ 事業実施により、水環境保全への取組の発展性が期待されるか(新たな取組のきっかけ、地域への情報発信、地域住民に対する本事業への理解促進や人材育成等)(10)
- ⑤ 効果的に事業を推進するための工夫があるか(効果を検証する工夫、従前の水質保全の取組に加えた工夫、効果を持続させていくための工夫等)(10)

10. スケジュール

令和5年 1月 27日(金) 申請書類締め切り

2月頃 審査会

3月頃 選定結果通知

4月以降 委託契約締結(詳細は委託契約書による)

11. 応募方法

(1) 提出書類

モデル事業の実施を希望する地方公共団体は、別紙「令和年度湖沼水環境適正化対策モデル事業応募申請書」により作成するものとする。

(2) 提出期限

令和5年1月 27日(金)17時

(3) 提出方法

申請書の提出については、郵便または、E-mailにて送付し、その旨を電話で環境省に連絡するものとする。なお、提出を確認した後に、環境省から受領の連絡を行う。

(4) 提出部数

郵便の場合は、3部を提出する。(電子情報の場合は、1部)

(5) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 水・大気環境局 水環境課 後藤、塚越

TEL:03-5521-8313

E-mail: SEIICHI_GOTO@env.go.jp

SHIORI_TSUKAKOSHI@env.go.jp 及び MIZU13@env.go.jp

(6) 公募に関する問い合わせ

公募に関する問い合わせについては、令和5年1月16日(月)までに書面(様式自由)をE-mailにて、環境省(提出先と同様)に送付するとともに、電話連絡を行うこと。また、問い合わせの回答については、問い合わせ者に対して、令和5年1月20日(金)までに環境省からE-mailで行うものとする。

(別紙)

令和5年度湖沼水環境適正化対策モデル事業

応募申請書

1. 申請の概要

事業名	(湖沼名、事業概要が分かる名称とすること。) 令和5年度湖沼水環境適正化対策モデル事業(〇〇県〇〇湖)委託業務
湖沼名	
事業の概要	(モデル事業について、概要を記述すること。)
地方公共団体名	
住所	〒
担当者名(ふりがな)	
所属及び 役職名	
T E L	
E - mail	

A-4 1枚以内で記載すること。

2. 事業の内容

以下の項目について、記載を行うこと。

(1) 事業概要

実施する湖沼名、実施目的、実施内容、対策手法、期待できる成果等の概要

(2) 湖沼の状況

湖沼の状況を説明するのに必要な資料

例えば、湖沼の位置図、平面図、水質状況、湖岸状況、湖沼の課題を文書、図表、写真等で整理

(1)、(2)を併せて A-4 1枚以内で記載すること。

(3) 適正化対策の内容

適正化対策の概要説明に必要な資料

例えば、想定される事業の実施場所、概略の平面図、断面図、横断図等の事業の概要を示す図表、設計数量等

(4) 期待される水草の過剰繁茂の抑制や水環境の改善、効果的・効率的な管理の改善効果

事業実施による水草の過剰繁茂の抑制や、湖沼水環境の改善、効果的・効率的な管理手法の観点等から期待される改善効果の資料

(4)については、A-4 1枚以内で記載すること。

(5) 調査計画の考え方

事業の水草の過剰繁茂の抑制や水環境の改善、効果的・効率的な管理手法の構築に資するための調査計画に関する、基本方針、調査項目、調査地点等の考え方

(5)については、A-4 1枚以内で記載すること。

(6) 実施体制

作業項目ごとの役割分担等、事業の実施体制

(7) 事業の工程

作業項目(例)	令和5年							令和6年			備考
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
〇〇の調整	←	→									
△△の調査			▼								
□□の調査			▼	▼	▼	▼					
▽▽の工事		←	→				→				
報告書作成							←	→	→		

- ・(6)(7)併せて A-4 1枚以内で記載すること。
- ・表内の作業項目は一例であり、申請に当たっては具体的な作業工程が分かるように記述すること。

(8) 事業の発展性

事業実施による水環境保全への取組の発展性

例えば、事業をきっかけに開始される取組や継続される取組（地域への情報発信や地域意見の反映等、地域住民に対する本事業への理解促進や人材育成、意識の醸成を目的とする取組等）

(8)について A-4 1枚以内で記載すること。

(9) 効果的に事業を推進するための工夫

効果を検証するための適正化対策上の工夫、従前の取組に加えた工夫等

(9)については A-4 1枚以内で記載すること。

(10) その他の参考資料

(1)～(9)までの項目以外でアピールしたい内容、学術論文等を添付することも可

(11) 事業に必要な経費(令和5年度)

経費区分	金額	積算内訳	
1. 旅費			
2. 諸謝金			
3. 賃金			
4. 借料及び損料			
5. 印刷製本費			
6. 会議費			
7. 消耗品費			
業務費計 A			
8. 外注費内訳 B		外注費計	¥
外注予定先	金額	外注する業務の内容	

合計(A+B)	
---------	--

- ・上記経費区分は参考であり、事業者が本事業に要する経費について、A-4 1枚以内で記載すること
なお、経費区分及び算出方法は「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針(令和2年3月)」によること。

extension://elhekieabhbkmcefcobjddigicaadp/https://www.env.go.jp/content/900486861.pdf

- ・上記の事業に必要な経費を保証するものではなく、予算の範囲内で調整する可能性がある。
- ・事業者の財源による事業費の上乗せを行う場合は、内容を別表等で整理して記載すること。

(12) 将来の本格的な事業化に向けた実現性

将来の事業化に向けた構想や整備費、維持管理費等に関する資料

(12)については A-4 1枚以内で記載すること。